

三重県ヤングクラブバレーボール連盟規則

(関係者の責務)

第1条 規約第3条に規定されている「青少年の健全育成に寄与する」には、次のものを含む。

(1) 三重県ヤングクラブバレーボール連盟（以下「本連盟」という。）役員及び応援関係者の責務

ア 公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という。）が定める「競技者及び役員倫理規則」及び本連盟が定める規約及び規則（以下「本連盟規約・規則」という。）を遵守しなければならない。

(2) チームの代表者、指導者、チーム関係者（以下「チームスタッフ」という。）の責務

ア 試合、交流大会及び練習等（以下「試合等」という。）において、酒気を帯びて指導してはならない。また、喫煙をするときは、施設の使用規定を遵守し、適切な場所において喫煙しなければならない。

イ 試合等において、不作法な行為、屈辱的な行為及び暴力的な行為があつてはならない。

(3) 監督又はそれに代わる責任者の責務

ア 抽選会及び代表者会議に「本連盟規約・規則」を理解のうえ出席しなければならない。

イ 抽選会及び代表者会議で説明、確認及び決定された事項をチーム全員と応援関係者に必ず周知し、遵守させなければならない。

ウ 第4条に規定する「(2)大会要項」以下に記載する各種の競技規則及び施設の使用規程について、チーム全員と応援関係者に必ず周知し、遵守させなければならない。

エ 大会当日の出発時には、選手の健康状態を確認するとともに、大会期間中の選手の健康管理には、十分留意しなければならない。

(4) チームの責務

ア 開会式、表彰式及び閉会式に選手6名以上が上下統一された服装（シューズは除く。）で整列しなければならない。

イ 本連盟が主催する大会期間中及びこれに伴う移動中に生じた事故並びにその他の傷害について、本連盟は一切その責任を負わない。

従って、チーム関係者は、必ずスポーツ安全保険等に参加すること。

(優先順位)

第2条 原則、本連盟以外に小学生バレーボール連盟（以下「小連」という。）、中学校体育連盟（以下「中体連」という。）、中学校部、高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）大学生バレーボール連盟（以下「学連」という。）にも所属する選手について

ては、それぞれ所属する連盟の活動を優先する。

ただし、日本ヤングクラブバレーボール連盟（以下「日ヤング連」という）の主催する JVA 全国ヤングクラブバレーボール大会（以下「全国大会」という。）及び三重県予選大会の出場は認めてもらうよう密に連絡をとり、調整すること。

（競技会及び講習会等）

第3条 本連盟が主催する競技会及び講習会は、次のとおりとする。

- (1) JVA 全国ヤングクラブバレーボール大会三重県予選大会
- (2) 三重県ヤングクラブバレーボール交流大会
- (3) 審判講習会
- (4) 指導普及講習会

（競技規則）

第4条 競技規則の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 抽選会及び代表者会議における確認・決定事項
 - (2) 大会要項
 - (3) 本連盟規約・規則
 - (4) 三重県バレーボール協会（以下「県協会」という。）規約一式
 - (5) 日ヤング連規約一式
 - (6) JVA制定の競技要項（以下「JVA競技要項」という。）
 - (7) JVA制定の6人制競技規則（以下「6人制競技規則」という。）
- 2 ユニフォームは、「6人制競技規則」に規定されているもののほか、次のとおりとする。
- (1) ジャージ、パンツ、ソックスは、形状、色、デザインがチームで統一されていること。
 - (2) 掲載が義務付けられているものは、JVAに届け出た正式なチームネーム又はチームニックネーム、競技者番号及びキャプテンマークとする。
また、チームのシンボル・マーク（社章、校章、略号）を付けてもよい。
 - (3) 競技者番号は、ジャージとはっきりと区別できる対照的な色で、明確に表示しなければいけない。また、縁取りのみで仕上げたものは禁止とする。
 - (4) リベロプレーヤーは、チームの他の競技者とはっきりと区別できる対照的な色のユニフォーム（少なくとも上着だけ）を着用しなければならない。
 - (5) ユニフォームには、スポンサー・ロゴ及びスポンサー広告を付けることができる。
ただし、JVA競技要項が定める「ユニフォーム広告に関する規程」に従い、所定の書類を県協会へ申請し、JVAから承認を得ること。
 - (6) ジャージは半袖、長袖が混在してもよい。
 - (7) 全国大会に出場するチームは、全国大会の要項及び代表者会議資料に準ずるものとする。
- 3 ベンチスタッフについては、次のとおりとする。

- (1) 試合中、Tシャツなどの襟がない上着、短パン、ハーフパンツ、手袋でのベンチ入りは禁止する。また、身だしなみを整えなければならない。
以下、服装の例を示す。
ア ベンチスタッフは、ネクタイをしてジャケットを着用するか、チームで統一された服装を着用する。
イ 部長や監督がネクタイをしてジャケットを着用し、他のベンチスタッフがチームで統一された服装であれば着用してもよい。
ウ 選手と異なるトレーニングウェアを着用する場合、ベンチスタッフは、チームで統一された服装を着用してもよい。
 - (2) 試合中、ベンチスタッフは規定のマーク（部、監、C、M、T）を着けなければならない。色はチーム内で統一したうえで自由とし、直径6 cm程度の円台のものとする。
 - (3) ベンチスタッフの服装には、スポンサー・ロゴ及びスポンサー広告を付けることができる。ただし、JVA競技要項が定める「ユニフォーム広告に関する規程」に従い、県協会へ所定の書類を申請し、JVAから承認を得ること。
 - (4) 監督、コーチ（以下「コーチングスタッフ」という。）は公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（以下「JSP0」という。）のバレーボール競技の資格『コーチ1～4（4種）』のいずれかを有している者。
 - (5) トレーナーは、トレーナー資格を保有している者。
 - (6) ドクターは、医師免許を保有している者。
 - (7) タイムアウトの要求は、ハンドシグナルが許可条件とする。
 - (8) 競技者交代の要求は、交代選手が競技者交代ゾーン内に入ることで許可条件を満たす。
- 4 選手については、次のとおりとする。
- (1) プロトコール中は、ユニフォームで公式練習をしなくてはならない。
 - (2) ジャージの裾は、基本パンツの中に入れるとするが、プレー中ジャージの裾から肌の露出が抑えられるような形状であればその限りではない。
 - (3) ジャージがパンツから明らかにみ出す場合やジャージがパンツを隠してしまう丈の場合は、禁止する。
 - (4) 医療を目的とするサポーターやニーガード等についての規制はないが、明らかに色が違う腰に帯状に巻くサポーター類は、ユニフォームの中に入れて着用すること。
 - (5) その他については、JVA競技規則、6人制競技規則に準ずる。
- 5 審判団（ファーストレフリー、セカンドレフリー、ラインジャッジ、スコアラー、アシスタントスコアラー、点示）については、割り当てられた任務に専念するとともに、任務にふさわしい服装で参加すること。（特にファーストレフリー、セカンドレフリーは、ベンチコートなどの厚手の防寒着の着用は禁止する。）
- 6 ベンチへの持ち込み物品については、選手の指導育成や競技に関係のない物品をベンチに持込むことは禁止する。
ただし、選手の健康管理上必要なものは除く。

- 7 鳴り物（太鼓やラッパなどの大音量を発生するものを指す。）による応援は、会場の決まりに従う事。
 - (1) 会場によって応援の聞こえ方が違うため、会場担当の競技委員の指示に従うこと。
 - (2) 1コートのみで競技を開催する場合、ラリー中以外は使用しても良い。
- 8 会場の使用については、その会場の使用規則に合わせて、会場担当の競技委員からの指示に従うこと。

（大会要項）

第5条 本連盟が主催、主管する大会の要項及び全国大会への推薦条件は役員会または理事会において審議し、決定する。

（諸行事）

第6条 規則に規定されている本連盟が主催する事業及び会議は、災害が発生した場合又は警報が発令されたときは、中止、延期又は一部延期することができるものとし、その取り扱い及びその後の処置は、役員会または理事会において審議し、決定する。
別紙1に、緊急時・災害対応手順及び連絡網を示す。

（構成員及びチーム条件）

第7条 本連盟の登録を認める構成員及びチーム条件は、次のとおりとする。

- (1) 学校の枠を超え、年間を通して三重県内で継続的に選手育成を目的に活動すること。ただし、選手の退団の自由を奪うものではない。
- (2) チーム代表者は責任のとれる成人とし、三重県内に在学・在勤・在住しているもしくはしていたU-14もしくはU-19 カテゴリー男子及び女子チームであること。
なお、県外在住の選手は、三重県内で在学・在勤を証明できる写し（在学証書の写しなど）を大会申し込みと一緒に提出すること。
- (3) チーム、ベンチスタッフ、選手、JSP0 資格者はJVAメンバー制度登録システム（以下「JVA-MRS」という。）にて有効に登録されたものであること。
- (4) 試合中、いかなる状態でもコート上の選手が『6名全員、同一学校にならない』ようにすること。もし試合中に違反が確認できた場合には、『不法な選手交代』として処置する。
- (5) 『資格不正使用』が試合中に確認できた場合には没収試合とし、規則で処罰する。
- (6) 学校単位の部活動単独チームや小学生のみの単一チームは認めない。
- (7) 当連盟の趣旨、目的、規約、規則を十分に理解し、連盟の運営にすすんで協力するチームであること。
- (8) 責任をもって試合の審判運営（ファーストレフリー、セカンドレフリー、ラインジャッジ、スコアラー、アシスタントスコアラー、点示）が行えるようにすること。
- (9) スポーツ安全保険に必ず加入すること。

(登 録)

第8条 規約第7条第2項に規定されている「登録方法」等については、次のとおりとする。

- (1) 本連盟への登録は、JVA-MRS の登録方法に準じて登録すること。なお、登録に関して疑義が生じた場合は、総務委員長と協議すること。

ア チーム登録

毎年の登録の開始日は JVA-MRS の登録開始日とする。登録料は、年間 15,000 円／1 チームとし、登録が承認されたことが確認できたら速やかに会計に納入しなければならない。また、その内訳は県協会 7,000 円、本連盟 8,000 円とする。

イ 個人登録

毎年の登録の開始日は JVA-MRS の登録開始日とする。注) 年齢は毎年 4 月 2 日現在とする。

ただし、選手が個人登録するには、各チームの加入コードを入力し、選手として、チームの責任者から承認を得ること。

- (2) ベンチスタッフは JVA-MRS に有効に登録されている者で、1 名以上は成人であること。
- (3) 監督及びコーチは、JSP0 資格を有すること。

(大会への参加)

第9条 本連盟主催大会及び日ヤング連主催大会の参加申込み等については、次のとおりとする。

- (1) 大会に出場を希望するチームは、規約第7条に規定されている全ての登録を済ませていなければならない。
- (2) 大会の参加料は、別に定める。なお、一旦参加申込みを行ったチームは、棄権等があっても、参加料は納めなければならない。
- (3) 同一大会におけるベンチスタッフについて
 - ア コーチングスタッフは、2 チーム以上兼任することはできない。
 - イ ベンチスタッフの変更は、大会当日 1 日通しての変更登録とし、大会当日の受付時に「ベンチスタッフ変更届」を競技委員長に提出すること。
- (4) 全国大会に出場するチームは、三重県予選大会の申込締切日までに本条に従い、登録を済ませているチームであり、本連盟の会長が推薦したチームであること。
- (5) 三重県予選大会にて敗れたチームスタッフおよび選手が、全国大会出場チームのチームスタッフおよび選手として登録および出場することを禁止する。
- (6) 全国大会出場チームは日ヤング連の定める大会要項に従い参加すること。
- (7) JSP0 資格を有する者は有効に資格を更新すること。

(地域ブロック)

第10条 本連盟に次の地域ブロックを置くことができる。

- (1) 北勢ブロック (木曽岬町、桑名市、いなべ市、東員町、朝日町、川越町、四日市市、菰野町の区域)
- (2) 中勢ブロック (鈴鹿市、亀山市、津市の区域)
- (3) 伊賀ブロック (伊賀市、名張市の区域)
- (4) 南勢ブロック (松阪市、明和町、多気町、大台町、伊勢市、玉城町、度会町、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町の区域)
- (5) 東紀州ブロック (紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町の区域)

(助成金及び寄付行為等)

第11条 寄付行為は、役員会又は理事会において審議し、決定する。

- 2 本連盟に係る弔事見舞は、概ね次のとおりとし、返礼は不要とする。
 - (1) 役員・・・(本人・配偶者)
 - (2) 専門委員会委員・・・(本人)ただし、弔事は弔電とする。
 - (3) 県協会役員・・・(本人)
 - (4) 連盟交際上、理事長が必要と認めたもの
- 3 本連盟からJVA公認審判員として認定された者は、審判員章の代金を助成する。

(役員等の上部団体への派遣)

第12条 県協会の常任理事として理事長を、理事として副理事長を派遣する。また、同協会の各専門委員会に本連盟の各委員長をそれぞれ派遣する。

(旅費等諸経費)

第13条 規約第10条に規定する役員(以下、「役員」という。)、第11条に規定する専門員会の委員長等(以下、「委員長等」という。)並びに第13条に規定する組織・経営部会員及び本連盟以外の者の旅費の支給は、次の通りとする。

- 2 役員並びに委員長等が規約第8条第1項に規定する総会、理事会及び常任理事会、第11条第4項に規定する専門委員会並びに第13条に規定する組織・経営部会及び規則第3条に規定する競技会及び講習会等へ出席した場合は、旅費を支給することができる。
- 3 規則第3条に規定する競技会及び講習会に等に審判員、救護員並びに講師として委任を行った本連盟以外の者に旅費を支給する。
- 4 県外で開催される上部団体の競技会及び会議等への役員並びに委員長等の参加については、最も経済的な通常の経路で計算した最寄駅間の鉄道賃を支給する。
ただし、理事長が必要と認める場合は、宿泊料等を支給することができる。
- 5 この条項の規定に関し、必要な事項は別途定める。

(罰 則)

第14条 本連盟関係者に対する処分は、本条に定める罰則規程のほか、JVAが定める「競技者及び役員倫理規定」を準用する。

2 第1条第1号及び第2号の規程に違反したチームスタッフ、選手及び本連盟役員等に対する処置は、次のとおり厳罰をもって対処することとする。

(1) レベル1：言葉による暴力、飲酒を伴う指導等

処 置：口頭による厳重注意。

(2) レベル2：レベル1の繰り返し

処 置：文書による厳重注意及び該当者に反省文を提出させる。レベル2以上は氏名及びチーム名を公表する。

(3) レベル3：体罰や暴力行為その他指導者及び選手として相応しくない行為

処 置：3ヶ月以上の指導行為（直接指導及び間接指導をいう。）及びベンチ入りを禁止する。

(4) レベル4：通院しなくてはならないような著しい体罰や暴力行為、レベル3の繰り返し及びレベル3に対する違反行為

処 置：1年以上の指導行為（直接指導及び間接指導をいう。）及びベンチ入りを禁止するとともに指導者資格、役職等を剥奪する。

(5) レベル5：刑事責任を伴うような体罰や暴力事件等を起こした場合

処 置：永久追放、チーム解散。刑事責任を伴うような体罰や暴力事件等を起こした指導者は、永久追放する。また、保護者も暴力について肯定しているような場合は、チームに解散命令を出し解散させる。

3 本連盟が主催する大会及び全国大会の開催期間中における第1条に規定する本連盟関係者の責務不履行、マナー違反及び本条第4項に規定する不法な行為は、以後の本連盟主催大会出場及び全国大会への推薦の参考とする。

4 不法な行為に対する罰則段階の取り扱いは、6人制競技規則に準ずる。

5 第1条第3号に規定する抽選会の出席確認時に不在のチームは棄権とみなし、直ちに組み合わせを変更することができる。ただし、この規程は警報が発令されているチームには適用しない。監督又はそれに代わる責任者は、抽選会の開催時刻までに関係役員へ連絡するとともに、抽選会に関する権限を競技委員長へ一任するものとする。

6 第1条第3号に規定する代表者会議の出席確認時に不在のチームの監督は、本条第2項レベル1及びレベル2を準用する。ただし、この規程は警報が発令されているチームには適用しない。監督又はそれに代わる責任者は、代表者会議の開催時刻までに関係役員へ連絡するとともに、代表者会議に関する権限を競技委員長へ一任するものとする。

7 第1条第4号に規定する開会式、表彰式及び閉会式の規程に違反したチームの監督は、本条第2項レベル1及びレベル2を準用する。ただし、この規程は警報が発令されているチームには適用しない。監督又はそれに代わる責任者は、代表者会議の開催時刻までに関係役員へ連絡するとともに、開会式、表彰式及び閉会式に関する権限を総務委員長へ一任するものとする。

- 8 本条第2項に規定する罰則の適用及びその処置は、内容を十分調査し、検討するとともに、日ヤング連と協議しながら、理事会において審議し、決定する。
- また、事案の不正行為次第では当該試合を没収試合とする。

(個人情報の取り扱い)

第15条 役員、理事及び第8条に規定する「登録」により、本連盟が知り得た個人情報のうち次の表の○印については、原則公開とする。

開示事項	役 員	理 事	チーム 代表者	ベンチ スタッフ	選 手
住 所	○	○	○		
氏 名	○	○	○	○	○
緊急連絡先	○	○	○	○	
メールアドレス	○	○	○		
JSP0 ID番号			○	○	
JVA-MRS ID番号			○	○	○
背 番 号					○
身 長					○
在籍校又は勤務先					○
年 齢					○
最高到達点					○
写 真			○	○	○

(その他の委任)

第16条 この規則で定めたもののほか、必要な事項は、理事長が決定する。

- 2 理事長が専決処分した事項は、次の総会又は理事会において報告するものとする。

(附 則)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成23年5月12日から施行する。
- 3 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この規則は、平成28年5月14日から施行する。
- 5 この規則は、令和6年5月14日から施行する。
- 6 この規則は、令和7年4月19日から施行する。